

## 5.2 核軍縮状況

第2次世界大戦後から冷戦期を通じて現在に至るまで、核兵器の制限及び削減のための国際的な取り組み、及び米露(ソ)間で様々な軍縮交渉が行われてきた。ここでは、国際的な核軍縮に係る交渉を行っているジュネーブ軍縮会議、米露(ソ)間の二国間で交渉及び締結されてきた核軍縮条約、その他の核軍縮の取り組みを取り上げ、最後に我が国の取組みをまとめる。

5.2.1 ジュネーブ軍縮会議 (Conference on Disarmament: CD) <sup>〔29〕</sup>

## [1] 経緯

- 1959/9 東西両陣営から5ヶ国ずつ参加した「10ヶ国軍縮委員会」をジュネーブに設置  
冷戦下、国連を中心とする軍縮努力が実を結ばないため、国連の枠外における軍縮交渉の場として国連本部のあるニューヨークから離れて設置
- 1962~1969 非同盟諸国8ヶ国を加えた「18ヶ国軍縮委員会(ENCD)」
- 1969~1978 「軍縮委員会会議(CCD)」(最多時は31ヶ国が加盟)
- 1979~1984 「軍縮委員会(Committee on Disarmament: CD)」に改組  
加盟国が拡大されて国連との関係が再度強化された交渉機関
- 1984 名称のみを「軍縮会議」に変更、現在に至る

## [2] 活動

- ・唯一の多数国間軍縮交渉機関  
国連軍縮委員会等は軍縮審議機関
- ・活動及び決定はすべてコンセンサス方式
- ・国連等ほかの国際機関からは独立  
予算及び事務局長等の人員面、報告書の提出等の面で国連と密接な関係
- ・加盟国は65ヶ国(2018/8現在、以下の通り)。日本は1969加盟  
アルゼンチン、アルジェリア、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カメルーン、カナダ、中国、チリ、コロンビア、コンゴ民主共和国、キューバ、北朝鮮、エクアドル、エジプト、エチオピア、フィンランド、仏、独、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、伊、日本、カザフスタン、ケニア、マレーシア、メキシコ、モンゴル、モロッコ、ミャンマー、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ペルー、ポーランド、韓国、ルーマニア、露、セネガル、シリア、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、トルコ、チュニジア、ウクライナ、英、米、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ
- ・活動
  - 本会議によって実施
  - 議題及び活動計画を審議・採択
  - 最低毎年一回国連総会に対して報告書を提出
- ・議長
  - 全加盟国がアルファベット順に4週間交代で担当
  - 対外関係についてCDを代表し、仮議題、活動計画及び国連総会への報告案を起草
- ・事務局長
  - 国連事務総長がCDと協議して任命
  - 国連事務総長の個人代理としてCD及び議長の事務を補佐
- ・事務局は、CD及び補助機関を事務的な側面で支援
- ・使命に応じて補助機関を設置  
アドホック委員会、ワーキング・グループ、テクニカル・グループ、政府専門家グループ等

- ・会期は年3会期制で、年会期の冒頭に本会議の通年議題を採択

2018年会期の議題は次の通り

- 議題1「核軍備競争停止及び核軍縮」
- 議題2「核戦争防止」(兵器用核分裂性生産禁止条約(FMCT)を想定)
- 議題3「宇宙における軍備競争の防止(PAROS)」
- 議題4「非核兵器国に対する安全保障\*の供与に向けた効果的な国際的合意」  
\*核兵器の使用及び威嚇をしないという消極的安全保障(NSA)が対象
- 議題5「放射性兵器等新型大量破壊兵器」
- 議題6「包括的軍縮計画」
- 議題7「軍備の透明性(TIA)」
- 議題8「国連総会への報告書」

[3] 成果

唯一の多数国間軍縮交渉機関として、以下の重要な軍縮条約を作成

- ・1963 部分的核実験禁止条約(PTBT): 最終的には米英ソ3国間交渉で成立
- ・1968 核兵器不拡散条約(NPT)
- ・1971 海底における核兵器等設置禁止条約
- ・1996 包括的核実験禁止条約(CTBT): 最終的には国連総会で採択

※核兵器以外にも生物兵器禁止条約(BWC、1972)、化学兵器禁止条約(CWC、1993)を作成

[4] 課題

- ・唯一の多数国間軍縮交渉機関であるが、1996年にCTBTを交渉して以来、実質的交渉や議論が殆ど行われず

- ・毎年採択されるべき年間の作業計画は1998年に合意されて以降、合意及び実施ができない状態が続いている。

「兵器用核分裂性物質生産禁止条約」、「宇宙における軍備競争の防止」、「核軍縮」、「消極的安全保障等」等扱うべき事項について加盟国間で重点が異なり、これらの事項の扱いを定めた作業計画にコンセンサス合意ができなかったため

⇒ 2009年の作業計画案(FMCTは交渉、PAROS及びNSAは実質的な議論、核軍縮は意見及び情報交換とする案)はコンセンサスで採択(CD/1864、2009/5/29)されるも、実施に必要な決定案(作業日程、作業部会議長等)がパキスタンの修正要求により合意に至らず、実施は見送られることとなった。

- ・停滞状況の打開のため加盟国の中で様々な提案がなされるも、合意に至らず

2017年、作業計画作成に向けた作業部会が設立されたが、勧告の合意には至らず

- ・現在、議題毎に調整役を設けて協議を実施、各議題に関し議論の進展が期待される

## 5.2.2 米露（ソ）の核軍縮交渉

- ・東西冷戦を通じ、米ソ両国を中心とする核兵器国は約7万発の核弾頭保有に至る
- ・1963年のキューバ危機では米ソが核ミサイル発射ボタンに指をかける寸前まで進んだとされるなど、冷戦期間中、常に核戦争の勃発が危ぶまれていた。

冷戦時代に創設された西側の軍事同盟である北大西洋条約機構(NATO)では、加盟国である非核兵器国5ヶ国(ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ)に対し、米国の核兵器(垂直落下型核爆弾B-61)を配備して共同運用する核シェアリング(Nuclear Sharing)と呼ばれる制度が導入されている。平時は米国が配備した核兵器を管理する一方で、加盟国が核の脅威にさらされた場合(戦時)は、米国の核兵器を配備している国の核・通常両用作戦機に搭載されて使用されるという取り決めがなされている。

- ・冷戦期は、核弾頭数の均衡とともに、相互確証破壊(Mutual Assured Destruction: MAD)によって、辛うじて核の使用を抑止している状態

核の先制攻撃に対し、相手の枢要部を核によって報復攻撃し確実に破壊するという構想

- ・1960年代後半より米ソは数次に渡る核兵器の制限あるいは削減交渉を行い条約を締結、実際に核兵器を削減するも、現在も2万発を超える核弾頭が残存すると推定

- ・米露(ソ)の核軍縮条約の経緯は次のとおり

|           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 1972~1977 | 第一次戦略兵器制限条約 (SALT-I)            |
| 1972~2002 | 弾道弾迎撃ミサイル制限条約 (ABM条約)           |
| 1979      | 第二次戦略兵器制限条約 (SALT-II, 未発効)      |
| 1987~無期限* | 中距離核戦力全廃条約 (INF条約)              |
|           | *ミサイル廃棄完了:1991/6/1              |
| 1991~2009 | 第一次戦略兵器削減条約 (START-I)           |
| 1993      | 第二次戦略兵器削減条約 (START-II, 未発効)     |
| 1997      | 第三次戦略兵器削減条約 (START-III, 条約化されず) |
| 2002~2011 | モスクワ条約 (SORT条約)                 |
| 2011~2021 | 新戦略兵器削減条約 (新START条約)            |

## [1] 戦略兵器制限条約(Strategic Arms Limitation Treaty: SALT)

戦略ミサイルである弾道弾迎撃ミサイル(ABM)、大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射ミサイル(SLBM)、および多目的弾頭(MIRV)の数量に上限を定める条約で、第一次と第二次の2つの条約がある。

(1) 第一次戦略兵器制限条約(SALT-I条約) Treaty on the Limitation of Anti-Ballistic Missile Systems and the Interim Agreement on Certain Measures with respect to the Limitation of Strategic Offensive Arms: SALT-I <sup>[30]</sup>

署名: 1972/5/26 (モスクワ)、発効: 1972/10/3、条約期限: 1977/10/3

・冷戦期に米ソ両国が軍備増強に歯止めをかけるために締結

・核兵器運搬手段の制限が目的

・内容に不十分な点があったが、初めて戦略兵器の制限に両大国が合意した点に意義

- 両国の弾道ミサイルの数量を追認
- 複数弾頭化(MIRV)に対する制限なし
- ミサイル保有制限数がアンバランス、等

・同時に弾道弾迎撃ミサイル制限条約(ABM条約)も署名

⇒次項[2]を参照

表 5-2 米ソ両国の  
弾道ミサイル保有制限数

|      | 米国     | ソ連     |
|------|--------|--------|
| ICBM | 1,000基 | 1,410基 |
| SLBM | 710基   | 950基   |

(2) 第二次戦略兵器制限条約(Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Limitation of Strategic Offensive Arms, together with Agreed Statements and Common Understandings Regarding the Treaty: SALT-II) <sup>[31]</sup>

署名: 1979/6/18、発効せず、条約期限: 1985/12/31(失効)

・SALT-Iの補強のため、多目的弾頭(MIRV)の制限を加えたもの

SALT-Iの締結後、米ソはともにMIRV化を図ったため

・核兵器の運搬手段(ICBM、戦略爆撃機、SLBM)の数量制限とMIRV化の制限を盛り込む

・1979/6/18、両国はウィーンで条約に署名、ソ連のアフガニスタン侵攻を理由としてアメリカ議会が批准を拒否、1985年に期限切れ

[2] 弾道弾迎撃ミサイル制限条約(ABM条約) Anti-Ballistic Missile Treaty <sup>[32]</sup>

署名:1972/5/26 (モスクワ)、発効:1972/10/3、失効:2002/6/13

## ・SALT-Iの核兵器運搬手段の配備数制限と対になる弾道ミサイル防御手段の制限条約

米ソ両国は、1960年代までに攻撃用の弾道ミサイルと、弾道弾迎撃ミサイルの開発に成功。弾道弾迎撃ミサイルの存在は弾道ミサイルの一発当たりの有効性を低めるため、弾道ミサイルの配備数が増加

## ・戦略弾道ミサイルを迎撃するミサイルシステムの開発、配備を厳しく制限

配備を首都とミサイル基地一つの2ヶ所 (当初、74/7の議定書により1ヶ所に限定: 米国はノース・ダコタ州グランドフォークス空軍基地、ソ連は首都モスクワ)、1基地当たりの発射基及び迎撃ミサイルを100基以下

## ・本条約は、いわば双方の「盾」を制限し、防御態勢を敢えて脆弱なものとして核攻撃を相互に抑止する、いわゆる「相互確証破壊」(MAD: Mutual Assured Destruction) の考え方の基礎をなし、冷戦期の軍備抑制・核戦争抑止に結びついていたと考えられている。

1980年代に米国で研究された戦略防衛構想は本条約との関連が検討され、弾道弾を迎撃するのがミサイルではなくレーザーやビームであるということで、条約違反ではないとされた。

## 2001/12/13 米国はABM条約から脱退する旨をロシアに対して正式に通告

2000年代に入り、弾道ミサイルの開発・装備が大国のみならず中小国でも行われ、新たに生じた大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散といった脅威に効果的に対処するため、ミサイル防衛の推進を決定

ロシア側は、かかる決定は「間違い」であるとしつつ、ロシアの安全保障にとって脅威とはならない旨を述べる等、抑制的な反応を示し、戦略攻撃兵器の弾頭数を1,500~2,200発の水準まで削減することに関しても、米露間の合意を目指していく考えを明らかに

## 2002/6/13 米国は正式脱退(脱退の効力は通告の6ヶ月後に有効となると条約で規定)

冷戦期以来の相互確証破壊に立脚した米露の戦略安定を担保する核兵器管理の枠組みが崩れ、その後の米露間の戦略的枠組みの構築は、世界の平和と安定に係わる重要問題として注目

[3] 中距離核戦力全廃条約(INF条約) Intermediate-Range Nuclear Forces Treaty<sup>〔33〕</sup>

署名: 1987/12/8 (ワシントンD.C.)、発効: 1988/6/1、条約期限: 無期限\*

\*ミサイル廃棄完了: 1991/6/1

- ・正式名称は「中距離及び短距離ミサイルの廃棄に係るアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦との間の条約」
- ・1975年、ソビエトが中距離核ミサイルを欧州東部に配備し、欧州における東西両陣営の緊張が高まったことを受けて、米ソの間で、中距離核戦力の全廃について規定した条約  
初めて核兵器の具体的な削減を取り決めた条約
  - 射程距離500~1,000km(短距離)及び1,000~5,500km(中距離)の核弾頭、通常弾頭を搭載した地上発射型の弾道ミサイルと巡航ミサイル、及びその発射台を3年間で廃棄
  - 査察方法について規定(両国が互いの軍隊の装備を査察することを許容するなど)
- ・条約期限(1991/6/1)までに米国(846基)、ソ連(1,846基)の合計2,692基を解体  
15基に限り博物館への展示を目的に使用不能の状態では保有することが許されており、ミサイルの一部はワシントンD.C.のスミソニアン博物館とモスクワの航空博物館に米ソ双方の政府から寄贈され、展示
- ・2014年にロシアがクリミアを併合した頃から、米露両国がINF条約違反を互いに非難しあう状況  
米国側: ロシアによる地上配備型巡航ミサイルの開発に対する対抗措置として同様のミサイルシステムの開発の可能性を示唆  
ロシア側: 米国による同盟国(ルーマニア、ポーランド等)への高度なミサイル防衛システム(イージスアショア等)の供与を問題視

## [4] 戦略兵器削減条約 (START条約) Strategic Arms Reduction Treaty

・戦略核兵器を主体とした軍備管理条約。START-I (第1次戦略兵器削減条約) START-II (第2次戦略兵器削減条約) の2つの条約

・1970年代に締結されたSALTは核兵器の数量の上限を定めたもの

上限までの数量増加や質的強化は許されるため実質的な核軍縮とはいえない面も

・1982/6 現存する核兵器を実際に削減する戦略兵器削減交渉を米ソ間で開始

・案出された条約のうち、START-Iは発効し条約に基づいて実際に両国の核弾頭数の削減に至るが、START-IIは署名されたものの発効に至らず

・START-IIIの構想も立てられたが条文化されず

(1) 第一次戦略兵器削減条約 (START-I条約) Treaty between the United States of America and the Union of soviet Socialist Republics on the Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms Signed in Moscow on July 31, 1991 <sup>[34,35]</sup>

署名: 1991/7/31 (モスクワ)、発効: 1994/10/2、条約期限: 2009/12/5

・SALT-I条約への反省に立ち、戦略核兵器の運搬手段の数よりも弾頭数を一義的に制限

SALT-I条約の反省点: 核弾頭の数ではなく運搬手段としてのICBMの数量制限であったため、ICBMへの搭載核弾頭の複数化により、米ソの核弾頭保有数が数倍にも増大

・ソ連崩壊後の条約履行をリスボン議定書(署名: 1992/5 発効: 1994/12 条約期限: 15年)に規定

旧ソ連の戦略核兵器が配備されていたウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ及びロシアの4ヶ国がSTART-Iの締約国となり条約の履行義務を負う、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシは非核兵器国としてNPTに加入

リスボン議定書の批准 (1992/7 カザフスタン、1992/10 米国、1992/11 ロシア、1993/2 ベラルーシ、1994/2 ウクライナ)

・本条約には、7年間のうちにウクライナ、ベラルーシ、カザフスタンの戦略核兵器を全てロシアに移管することを規定

これに基づいて、各国はそれぞれ核弾頭のロシアへの移送を完了 (カザフスタン: 1995/5 ウクライナ: 1996/6 ベラルーシ: 1996/11)

・米露両国が配備する戦略核の三本柱である、大陸間弾道ミサイル (Inter-Continental Ballistic Missile: ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル (Submarine Launched Ballistic Missile: SLBM) 及び重爆撃機等の戦略核兵器の運搬手段 (Strategic Nuclear Delivery Vehicles: SNDV) の総数を条約の発効から7年後にそれぞれ1,600へ削減することを規定

配備される戦略核弾頭の総数をそれぞれ6,000に制限し、このうちICBM及びSLBMに4,900、戦略爆撃機に1,100と装着される戦略核弾頭の上限を規定。全弾道ミサイルの投射重量の上限は3,600トン

・条約履行状況の検証のため、遠隔監視、現地査察、情報交換等を行うことを取決め

・2001/12 米露両国はそれぞれの配備戦略核弾頭数を6,000以下まで削減し、START-IIに基づく義務の履行完了を宣言

・軍縮・軍備管理の視点からは不徹底と考えられる点

- 戦略爆撃機が搭載する核弾頭数を実態より少なく算定

- 潜水艦発射巡航ミサイル (Submarine Launched Cruise Missile: SLCM) を規制の対象外

・条約の意義

- 冷戦期に増大していった米露両国の戦略核兵器の実質的削減を歴史上初めて合意し実行したプロセス (米露の戦略核弾頭数は冷戦期の約60%へ)

- 後継条約であるSTART-II条約の実施のために必要不可欠な枠組みを提供するなど、核軍縮の観点から重要な意義を有するもの

(2) 第二次戦略兵器削減条約 (START-II条約) Treaty Between the United States of America and the Russian Federation on Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms <sup>[35]</sup>

署名: 1993/1/3、未発効、条約期限: 2009/12/5

- ・START-I条約署名 (1991/7) から間もなく、ソ連で保守派のクーデター未遂事件が発生、ソ連邦の解体に拍車
- ・1991年の秋から冬にかけて、米ソはそれぞれ新たな核兵器削減計画を発表、軍備管理に弾み
- ・ソ連崩壊後の1992/1、米露はそれぞれ戦略核兵器に関する一方的削減計画を発表し、START-II交渉が開始される契機に
- ・1992/2 米露首脳会談 (キャンプデービッド) で、START-I条約を超え戦略核兵器の大幅削減を目指すことを原則合意、お互いに相手国を仮想敵国とみなさないと宣言

その後、戦略核弾頭の削減数、削減時期、削減範囲等を巡って数次に渡り交渉

- ・1992/6 START-Iの発効を待たず、START-II条約の基本的枠組みを合意
  - 米露両国の配備戦略核弾頭数を2003/1/1までに3,000~3,500に削減(1989年当時の約1/3)
  - そのうちSLBMに装着される核弾頭数は1,700~1,750以下
  - 多弾頭ICBM及び重ICBM(SS-18)を全廃し、ICBMを単弾頭に
  - 先制核攻撃の手段となりやすい個別誘導複数目標弾頭 (Multiple Independently Targetable Re-entry Vehicle: MIRV) 化ICBMを全廃
  - 条約の実施を担保するため、START-I条約と同様の検証措置 (査察等) を実施
- ・1993/1 署名後、1996/1 米国が批准
- ・1997/9 「START-IIに基づく戦略核戦力の削減期限延長を規定する議定書」に署名、削減期限を2007年まで延長
- ・2000/4 ロシア議会はSTART-II批准法案を可決
  - 米国がABM条約から脱退した場合は、START-IIから脱退する権利を留保する旨の規定を含む
- ・米国はSTART-IIを批准したものの、START-IIを修正した同議定書については批准せず、結局START-IIは未発効
- ・2001 米国がABM条約から脱退する旨をロシアに対して通告
- ・2002/6/14 ロシアは「START-IIが効力を発するいかなる必要条件も存在しなくなったことに留意し、条約の目的達成に資さない行動を抑制するいかなる国際法上の義務ももはや負わないと考える」旨を表明、START-IIを破棄

・条約の意義

- START-IIに加えSTART-IIが署名されたことは、冷戦が正式に終結したことを象徴し、米露が新たな戦略関係を構築するための枠組みの構築を意味する
- こうした状況下、米国を始め西側諸国によるロシアを含む旧ソ連地域への対処は、両条約を中心とした国際的な義務の履行、安定した国際秩序の構築上重要

その後、米露間の交渉は、新たな米露間の戦略核兵器の削減に関する条約 (モスクワ条約) へと繋がっていく。

## (3) 第三次戦略兵器削減条約(START-III条約)【34】

構想されたが条約化されず

- ・1997/3 米露両国は、START-IIが発効し次第START-III交渉を開始することを発表(ヘルシンキ米露首脳会談後、「将来の核戦力削減のパラメーター」に関する共同声明)
- ・START-IIIの基本的要素として、以下に合意
  - 2007/12/31までに双方の戦略核弾頭数を2,000~2,500にする
  - 戦術核兵器、潜水艦発射巡航ミサイル(SLCM)等について交渉
- ・しかしながらその後、条約案文の合意はなされていない

[5] モスクワ条約(正式名称:アメリカ合衆国とロシア連邦との間の戦略的攻撃(能力)の削減に関する条約, Treaty Between the United States of America and the Russian Federation on Strategic Offensive Reductions: SORT) <sup>[34,36]</sup>

署名:2002/5/24、発効:2003/6/1、条約期限:2012/12/31

- ・2001/5 米国は、米ソ両国が各々1万発以上の戦略核兵器を保有して対峙していた冷戦時代の敵対的な米露(ソ)関係に決別することを表明

「冷戦後、ロシアはもはや敵ではなく、核兵器は引き続き米及びその同盟国の安全保障に極めて重要な役割を有しているが、冷戦が終わったという現実を反映するように、米は、核兵力の規模、構成、性格を変えることができるし、そうするであろう」(安全保障政策の方向性を明らかにした米国防大学での演説)

- ・2001/9 米中枢同時多発テロ事件発生

国際テロと弾道ミサイルや大量破壊兵器の拡散が冷戦後の新たな脅威となってきたことを示し、テロに対抗する国際的な協調姿勢の確立とあいまって新たな安全保障体制の構築やミサイル防衛の必要性を認識

- ・2001/11/13-15 米国は今後10年間で実戦配備された戦略核弾頭を、米国の安全保障に合致する水準である1,700~2,200まで削減することをロシアに伝えた(ワシントン/クロフォードにおける米露首脳会談)

- ・2002/5/24 米露両国はSTART-I以降の更なる戦略核兵器の削減を定めた条約に署名(モスクワにおける米露首脳会談)

- ・米国は2003/3 ロシアは2003/5 それぞれ議会における批准手続を完了

- ・2003/6/1 米露首脳会談(サンクトペテルブルク)において批准書交換、モスクワ条約発効

条約の概要は、以下のとおり

- 2012年までの10年間で、米露の戦略配備核弾頭を各々1,700~2,200に削減
- 配備された戦略核弾頭数の削減を定めたもの  
核弾頭自体、及び運搬手段(ICBM、SLBM及びそれらのMIRV弾頭等のミサイル本体、戦略爆撃機等)の廃棄は義務付けられておらず、米露両国とも削減した弾頭の保管が可能
- 削減せずに保持する戦略攻撃(核)兵器の構成、構造については両国が独自に決定  
ICBM、SLBM、戦略爆撃機等の種類と数、MIRV弾頭の保有等については規制されない、すなわち核兵器の削減は求めても廃棄は定めていない
- 条約履行のため、両国間の履行委員会を年2回以上開催
- 削減状況の検証措置等は、START-Iの規定に基づくとともに、履行委員会に委ねる <sup>[37]</sup>
- ・2011/2/5 新START条約の発効に伴い、モスクワ条約は失効

[6] 新START条約(新戦略兵器削減条約) The Treaty between the United States of America and the Russian Federation on Measures for the Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms

署名: 2010/4/8、発効: 2011/2/5、条約期限: 2021/2/5

(1) 交渉過程【34,38】

- ・START-IIは、信頼性、透明性及び予見性を伴った情報交換や検証のための措置を通じて米露間の戦略核戦力削減に大きな役目を果たしてきたが、新たに5年間の延長が合意されない限り2009/12/5に失効するため、START-IIに代わる枠組みの制定が急務
- ・2007/7/3 米露両国は、国家の安全保障上の要請及び同盟国に対するコミットメントと整合性のとれた最低限の水準まで戦略攻撃力の削減を実施する意思を再確認、START-I後継条約の取り進め方を議論、早期に成果を得るように議論を継続することを表明  
「戦略核戦力に関する米露共同外相宣言」
- ・2009/4/1 START-Iの後継の核軍縮条約締結に関する協議の開始を含む核軍縮に向けた以下の共同声明を発表  
米露首脳会談(ロンドン)

資料 5-1 米露首脳による戦略攻撃兵器の更なる削減の交渉に関する共同声明(抜粋)【38】

- ・NPT第6条に基づき、共にその義務に向け努力し、世界に存在する核兵器数を削減することにおいてリーダーシップをとることに合意した。
- ・核のない世界を実現することにコミットするとともに、その長期的な目標のために軍備管理や紛争解決手段が重要であり、関係国すべての履行が求められる。
- ・START-IIに代わる新たな法的拘束力を有する条約として、着実に新たに検証可能な戦略攻撃兵器の削減を追求することで合意した。
- ・交渉担当者に対し、直ちに新条約に関する交渉に入り、7月までに新条約に向けた作業において達成された結果につき報告をするよう指示を出している。
- ・新たな条約の目的は戦略攻撃兵器の削減と制限である。
- ・将来の条約において、締約国は戦略攻撃兵器の過去最低レベルを追求することとし、それは現在なお効力を有するモスクワ条約以下の水準となる。
- ・新たな条約は、締約国の安全保障と戦略攻撃力の予見可能性及び安定性を相互に強化し、START-I実施の経験を踏まえた効果的な検証措置も含まれる。

- ・2009/7/6 戦略兵器削減条約(START-I)後継条約に関する下記の共同了解を発出【39】

資料 5-2 米戦略兵器削減条約後継条約に関する共同了解(抜粋)【39】

- ・今後の交渉の方針として、米露両国が戦略核弾頭の数1,500-1,675発、核弾頭の運搬手段の数を500-1,100に減らす。
- ・START-I後継条約は、START-Iの履行によって得られた経験に基づく効果的な検証条項を含む。
- ・可及的速やかに交渉を完了させるべく協働

- ・2010/4/8 プラハ(チェコ)において、米露両国大統領が新 START 条約に署名

- ・2011/2/5 新 START 条約が発効

※米国上院の条約締結承認（2010/12/22）、ロシア連邦院の条約締結承認（2011/2/5）

(2) 新 START 条約の概要<sup>〔40〕</sup>

- ・削減義務の履行期限：条約発効から7年以内(2018/2/5)に米露両国が各々削減を行う
- ・核弾頭上限数：1,550 発
- ・削減対象の核弾頭の種類：配備 ICBM 搭載弾頭数、配備 SLBM 搭載弾頭数、配備重爆撃機搭載核弾頭
- ・運搬手段上限数：800 基・機
- ・削減対象の運搬手段の種類：配備・未配備の ICBM 発射基、SLBM 発射基及び重爆撃機
- ・検証手段：衛星及び現地査察を含む検証・査察
- ・延長規定：5年以内の期間で延長が可能

(3) 今後の予定等

- ・米露両国は履行期限内に削減目標を達成したことを発表(2018/2/5)
- ・今後は、米露両国間で、条約上規定されたデータ交換が行われ、履行期限である2018年2月5日時点でのデータが公表される予定
- ・条約期限までに後継条約を締結する必要があるが、2014年に勃発したクリミア危機（ロシアによるクリミア半島の併合、プーチン露大統領による核兵器使用準備の暴露等）を契機に両国間の関係悪化で交渉は停滞

## 5.2.3 その他の取組み

## [1] パグウォッシュ会議 (Pugwash Conferences)

- ・別称: 科学と国際問題に関するパグウォッシュ会議 (Pugwash Conferences on Science and World Affairs)
- ・各国の科学者が軍縮・平和問題を討議する国際会議の開催をイギリスの哲学者バートランド・ラッセルとアメリカの理論物理学者アルバート・アインシュタインが呼びかけ、湯川秀樹ら11人の科学者が署名したラッセル・アインシュタイン宣言(1955/7/9)<sup>[41]</sup>を契機として創設
- ・機を同じくして、核分裂反応の発見者であるオットー・ハーンやマックス・ボルンの呼びかけによる、湯川秀樹を始め18名のノーベル賞受賞科学者によるマイナウ宣言(1955/7/15)
  - 1950年代前半、原爆に加え水爆が新たに開発されたことにより人類滅亡の脅威が一層拡大したことに鑑み、核兵器開発に至った科学者の社会的責任の重要性を認識
  - 第2次大戦中、競合して核兵器の開発に携わった物理科学者の反省と覚醒の上に立った社会的発言

資料 5-3 ラッセル・アインシュタイン宣言(骨子)<sup>[41]</sup>

およそ将来の世界戦争においては必ず核兵器が使用されるであろうし、そしてそのような兵器が人類の存続を脅かしているという事実からみて、私たちは世界の諸政府に、彼らの目的が世界戦争によっては促進されないことを自覚し、このことを公然と認めるよう勧告する。従ってまた、私たちは彼らに、彼らの間のあらゆる紛争問題の解決のための平和的な手段を見出すよう勧告する。

- ・1957/7/7-10 パグウォッシュ会議第1回会合開催(カナダのパグウォッシュ)
  - 「(平和、戦争両目的を含めて)原子エネルギーの利用の結果起こる障害の危険」「核兵器の管理」「科学者の社会的責任」の3つの議題についてそれぞれ委員会を設けて客観的なデータに基づき詳しく検討
  - 会議後の声明で検討結果を報告、核兵器並びに戦争廃絶の理念を訴え、この会議がその偉大な目的のために貢献していくことを高らかに謳うとともに、東西両陣営の科学者が国際的な協力・共同作業を通じて相互信頼を醸成して行く必要性も述べる<sup>[42]</sup>
- ・第1回会合のスタイルが基調となってその後の会合が進められる
  - 軍縮と安全保障に関する科学技術的および政治的アプローチを議論
  - 科学者はそれぞれの国を代表するのではなく個人の資格で会議に参加 (現在も同じスタンス)
- ・現在も年次大会、ワークショップ、シンポジウム、スタディグループ、など各種の会合を開催、のべ1万名を超える参加者
- ・会議の成果は一般にあまり知られていないが、実際に第2次大戦後結ばれた軍縮・軍備管理条約の背景で、この会議の人的ネットワークや知的貢献が果たした役割を評価
- ・1995 創設者の一人であるジョセフ・ロートブラット会長(当時)とともにノーベル平和賞を受賞
  - 国際政治における核兵器の役割を減じ、核兵器の廃絶を目指す長年にわたる努力を評価
- ・2009/4/17-20 オバマ米新大統領の就任直後の核廃絶演説など核軍縮の動きが加速化する中、第58回年次大会(オランダのハーグ)で多くの未解決の地域問題を議論<sup>[43]</sup>
- ・2015/11/1-5 第61回パグウォッシュ会議世界大会(長崎)が開催され、パグウォッシュ評議会が長崎宣言を発出
- ・2017/8/25-29 第62回パグウォッシュ会議世界大会(カザフスタンのアスタナ)開催

## [2] 米国における超党派及び現実主義者の軍縮のための主張

- ・2007/1/4 長く米国の核抑止政策をリードしてきた4人の要職経験者が、連名で「核兵器のない世界を：A World Free of Nuclear Weapon」と題した論文を発表（ウォール・ストリート・ジャーナル紙上）<sup>〔44〕</sup>

4人の要職経験者：ジョージ・シュルツ元国務長官、ウィリアム・ペリー元国防長官、ヘンリー・キッシンジャー元国務長官、サム・ナン元上院軍事委員会委員長（元上院議員）

- ・イラン・北朝鮮などが核開発を試み、また国際テロリスト・グループによる核保有の可能性すら存在する現代において、核兵器に過去のような抑止効果は期待できないとして核兵器廃絶を米国が主導すべきことを訴え
- ・この主張のもとに4氏は米国政権中枢に積極的な働きかけを続け、オバマ大統領の核廃絶演説にもつながる米国の核軍縮へ向けた積極姿勢への動きをもたらす
- ・概要は以下のとおり
  - ① 冷戦態勢の核配備を変更し警戒時間を長くすることを通じた、事故による核使用の危機の減少
  - ② すべての核兵器国の核戦力の継続的大幅削減、前進配備の短距離核兵器の廃棄
  - ③ 米国によるCTBT批准の促進
  - ④ 世界中の核兵器並びに兵器用プルトニウム及び高濃縮ウランの保管
  - ⑤ 燃料供給保証を伴うウラン濃縮プロセスの管理
  - ⑥ 兵器用核分裂性物質生産の停止
  - ⑦ 新たな核兵器国の出現につながる地域的対立・紛争の解決努力

## [3] オバマ米国大統領の核廃絶演説<sup>〔45〕</sup>

- ・2009/4/5 オバマ米国大統領はプラハにおいて核廃絶に向けた演説を行い、世界に向けて核兵器のない世界の実現を呼びかけた

### 核軍縮：

- ・ロシアとの間でSTART-Iの後継条約を12月までに締結
- ・CTBTの批准は、議会の一部に根強い反対があるが、実現に向けて早急かつ意欲的に取組む
- ・FMCT交渉の妥結を目指す

### 核不拡散：

- ・国際的な核査察体制の強化に加え、北朝鮮やイランのようなルール違反の国への対応として、国連安保理に自動的に付託する措置など、罰則強化に取組む
- ・原子力の民生利用促進のため、核燃料供給を肩代わりする国際的枠組みを提案

### 核テロ防止：

- ・4年以内に世界中の核物質防護体制を確立することを目指す
- ・核の闇市場の撲滅に向けて、核管理に関する首脳級の国際会議\*を1年以内に主催
- \*2010年に米国のワシントンD.C.で核セキュリティ・サミットを開催

⇒ 一方で、核廃絶に至る道程において、核抑止力を当面維持する方針も示していた。

[4] 核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合における安保理決議 1887 号の採択<sup>[46]</sup>

- ・2009/9/24、オバマ米大統領を議長として、鳩山総理はじめ安保理メンバー国首脳の参加を得て開催された核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合において、全会一致にて採択
- ・決議は、前文24段落、本文29段落から構成され、核関連の全分野(核軍縮、不拡散、原子力の平和的利用、核セキュリティ)を包括的にカバー。概要は以下のとおり

### 「核兵器のない世界」

- ・NPTの目標に沿って、すべてにとってより安全な世界を追求し、「核兵器のない世界」に向けた条件を構築することを決意

### NPT

- ・NPTの重要性を再確認するとともに、2010年運用検討会議でNPTを成功裏に強化し、3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用)について現実的で達成可能な目標を設定するために協力することを呼びかけ
- ・NPT非締約国に対して非核兵器国としてのNPT加入を要請。消極的安全保証(安保理決議984)が核不拡散体制を強化

### 核軍縮

- ・米露によるSTARTII後継条約に向けた交渉を歓迎。NPT第6条に基づく誠実な核軍縮交渉を要請

### 非核地帯条約・構想

- ・非核兵器地帯条約締結への動きを歓迎・支持し、非核兵器地帯が核不拡散体制を強化し核軍縮に貢献することを確認

### 市民社会の役割

- ・あらゆるNPTの目的を推進する上での市民社会の貢献に留意

### CTBT

- ・すべての国が核実験を行わず、CTBTに署名・批准し、同条約が早期に発効することを要請

### 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)

- ・2009年に作業計画がコンセンサス採択されたことを歓迎し、早期にカットオフ条約につき交渉することを要請

### 北朝鮮・イラン

- ・前文で関連安保理決議を再確認し、本文では「国連安保理が対処してきた、不拡散体制に対する現下の主要な挑戦」として北朝鮮及びイランを暗示しつつ、関係当事国に関連安保理決議の遵守を要求

### IAEA

- ・IAEA保障措置は核の不拡散と原子力の平和的利用のための協力推進に不可欠
- ・追加議定書への署名・批准・実施を要請
- ・IAEAの資源と権威を確保することの重要性を強調。

### 原子力の平和的利用

- ・拡散のリスクを低減し、保障措置・核セキュリティ・原子力安全の各項目について最高レベルの規準を遵守しつつ原子力平和利用の推進を奨励。平和利用の「奪い得ない権利」(NPT第4条)を確認

### 核テロ対策

- ・核テロへの懸念を表明。来年の核セキュリティ・サミットへの支持を表明。機微物質や技術の移転管理、金融・輸送面など、具体的な措置を講じていくことをすべての国に呼びかけ

### 非国家主体への大量破壊兵器拡散防止

- ・全国連加盟国が安保理決議1540の完全な履行のために協力することを要請

[5] 核兵器禁止条約 (Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: TPNW) <sup>[47]</sup>

2017/7/7 採択、2017/9/20 署名開放、未発効

[経緯]

- ・2016 年の国連総会が、核兵器を禁止する法的拘束力のある文書を交渉する会議を翌年を開き、多数決で採択する決議を賛成 113、反対 35(核兵器国及び我が国等)、棄権 13 で採択
- ・条約交渉会議の初日に米、英、仏その他の条約反対国の代表が会議場外で交渉反対を表明
- ・我が国は、条約交渉会議の初日に演説し、核兵器の参加がなければ核兵器の削減につながらず、核兵器国と非核兵器国との間の分裂を深めるだけであり、北朝鮮の脅威を解決することもできないため、会議に建設的かつ誠実に参加することは困難として、不参加を表明
- ・条約交渉会議の最終日に賛成 122、反対 1(オランダ)、棄権 1(シンガポール)で採択

[締約国の義務]

- ・核兵器その他の核爆発装置の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、委譲、受領、使用及び使用の威嚇をいかなる場合にも禁止 (第 1 条)
- ・自国及び他国の核兵器その他の核爆発装置の保有状況等を申告 (第 2 条)
- ・条約批准前と後に廃棄した場合の両方のケースに対応した異なる手続きを設ける。いずれの場合にも将来設置されることになる権限のある国際当局が検証を実施 (第 3 条)
- ・IAEA との包括的保障措置協定締結、追加議定書の締結は妨げない (第 3 条)
- ・被害者に対する援助と環境の回復に関する規定 (第 6 条)

[特徴]

- ・核兵器の使用の威嚇を禁止することで、核抑止を否定 (第 1 条)
- ・核兵器の使用の被害者を指す文言に「ヒバクシャ」を用いる (前文第 6 項・第 24 項)
- ・条約の発効には 50 カ国の批准、受諾、承認または加入が必要 (第 15 条)
- ・条約発効後、条約の適用または実施に関する問題及び核軍縮の更なる措置に関する問題を検討、又は必要な場合には決定を行うために、締約国会議を 2 年毎に開催 (第 8 条)
- ・条約発効後 5 年後に、条約の運用及び条約の目的を達成するにあたっての進展を検討するために、検討会議を開催。第一回検討会議開催後は 6 年毎に開催 (第 8 条)
- ・条約の非締約国、国連等の国際機関、赤十字国際委員会、関連する NGO 等が締約国会議と検討会議のいずれにもオブザーバーとして出席可能 (第 8 条)

[加盟国]2018/8/1 現在

批准(14ヶ国)

オーストリア、コスタリカ、キューバ、ガイアナ、バチカン、メキシコ、ニュージーランド、ニカラガア、パラオ、パレスチナ、タイ、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム

署名(46ヶ国)

アルジェリア、バングラデシュ、ボリビア、ブラジル、カーボベルデ、中央アフリカ共和国、チリ、コロンビア、コモロ、ドミニカ、コンゴ民主共和国、コンゴ、コートジボワール、エクアドル、エルサルバドル、フィジー、ガンビア、ガーナ、グアテマラ、ホンジュラス、インドネシア、アイルランド、ジャマイカ、カザフスタン、キリバス、ラオス、リビア、リヒテンシュタイン、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、南アフリカ、セントビンセント・グレナディーン、トーゴ、ツバル、バヌアツ

## 5.2.4 我が国の取り組み

[1] ジュネーブ軍縮会議<sup>【29】</sup>

## ・カットオフ条約(FMCT)交渉の早期開始を軍縮外交の優先事項とする

- ジュネーブ軍縮会議において同条約の交渉を開始すべく、あらゆる機会を捉えて同条約の重要性を強く訴え
- FMCTに含まれる主要論点についての異なる見解を整理しつつ日本の立場を示した作業文書の提出(2003/8)、論点を整理した作業文書の提出(2006/5)、調整役としてFMCT非公式会合を実施(2008)するなど、関係国間の歩み寄りの促進等、積極的な取り組みを実施
- 我が国が議長を務めた際には、日本の軍縮・不拡散政策を包括的かつ具体的に訴えるとともに、軍縮会議の実質的交渉の早期開始、会議停滞状況の早期打開を訴える内容の演説を実施
- 政府高官による演説を行うなど、軍縮会議の停滞状況を打開すべく、作業計画に早急に合意しFMCT交渉が早期に開始されるよう、関係各国と協調しながら外交努力を継続

## [2] 核兵器廃絶に係る決議の提案

・1994年、唯一の被爆国としての国民世論を背景に核廃絶に向けた核軍縮を訴える究極的核廃絶決議を単独で国連総会に提案

- 賛成163(核兵器国のロシア、中国を含む)、棄権8(米、英、仏、印、ブラジル、北朝鮮、キューバ、イスラエル)、反対0の圧倒的多数の支持を得て採択<sup>[48]</sup>
- NPT運用検討・延長会議を翌年に控え、我が国が非核兵器国である先進国としての立場から核軍縮の在り方を明確な形で示し、NPTに積極的に取り組む我が国の姿勢を内外に伝える
- 国連総会の決議は加盟国に対する拘束力はないが、国際社会の意思を示すもの

資料 5-4 「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮」決議<sup>[48]</sup>

(1994 年第 49 回国連総会)

冷戦の終了により、核戦争の恐怖のない世界の創造の可能性が増したことを認識し、ロシア連邦及びアメリカ合衆国が核軍縮努力を行い、第 1 次及び第 2 次戦略兵器削減条約に署名したことを歓迎し、両条約の早期発効を期待し、核軍縮分野における他の核兵器国の努力をも歓迎し、核不拡散条約が、1970 年の発効以来、世界の平和と安全に寄与してきたことを高く評価し、第 48 回国連総会で達成されたコンセンサス合意に基づく全面核実験禁止条約のための交渉における進展を歓迎し、

- (1) 核不拡散条約未締約国に対し、核不拡散条約の普遍性の重要性を認識し、可能な限り早期に同条約に加入することを要請し、
- (2) 核兵器国に対し、全面的かつ完全な軍縮の枠組みの下における核兵器の廃絶を究極的目標とする核軍縮のための努力を行うよう呼びかけ、また、すべての国に対し、大量破壊兵器の軍縮と不拡散の分野における約束を完全に履行するよう呼びかける。

・決議案の作成では、核兵器のない平和で安全な世界を、現実的・漸進的な取り組みを通じて実現するという日本の基本的な考えを盛り込みつつ、大多数の国に受け入れられる内容とすることに最大限配慮

その結果、核軍縮の分野における立場の違いを超えて、核兵器国と非核兵器国の両方から支持

・決議案を毎年、国連総会に提案し、毎回、核兵器国を含む圧倒的多数の国の賛同を得ている(2017年まで23年連続して採択)

- 1994~1999: 「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮」
- 2000~2004: 第6回NPT運用検討会議で採択された最終文書を踏まえて、全面的核廃絶に至るまでの具体的道筋を示した「核兵器の全面的廃絶への道程」<sup>[49]</sup>
- 2005~2009: 同年の第7回NPT運用検討会議の決裂を踏まえた「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」<sup>[50]</sup>
- 2010~2014: 同年の第8回NPT運用検討会議で採択された最終文書を踏まえて、合意事項の着実な実施のために国際社会による一致した行動が必要であることを示した「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」<sup>[51]</sup>
- 2015~2017: 同年の第9回NPT運用検討会議の決裂を踏まえた「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」<sup>[52]</sup>

資料 5-5 「核兵器の全面的廃絶への道程」決議(要旨)<sup>[49]</sup>

(2000 年第 55 回国連総会)

1. NPT の未締約国に対し、非核兵器国として遅滞なくかつ無条件に加入することを要請
2. NPT の全締約国が同条約の下での義務を履行することの重要性を再確認
3. 核不拡散及び核軍縮を履行するための体系的かつ現実的な措置(CTBT、ジュネーブ軍縮会議、等)の重要性を強調
4. 核兵器国による更なる措置(START III 以降の核軍縮プロセスの継続、すべての核兵器国による大幅な核兵器の削減)の必要性の認識
5. 核兵器国が核軍縮に係る進捗や努力を国連加盟国に対して通知することを求める
6. 核兵器解体の際に生じる核分裂性物質の安全かつ効果的な管理、軍事上不要な核分裂性物質の IAEA または国際的な検証措置下での管理
7. 核軍縮合意の履行保証のための IAEA の保障措置を含む検証能力の更なる発展の重要性を強調
8. 核兵器・その他の大量破壊兵器・その運搬手段の拡散に資する機材、物資、技術を移転しないとの政策を必要に応じ確認かつ強化しつつ、係る兵器及びその運搬手段の拡散を阻止するための努力を倍加することを要請
9. すべての国家に対し、大量破壊兵器の拡散に資するあらゆる物質の安全性、安全な保管、効果的な管理及び防護に関するできるだけ高い水準を維持することを要請する。
10. IAEA 追加議定書の未締約国すべてに対し、速やかな締結を奨励
11. 保障措置協定及び追加議定書の締結と発効を促し、これを容易にする行動計画の要素を含んだ決議(GC(44)/RES/19)の早期かつ完全な履行を要請
12. 核不拡散・核軍縮を促進する上で、市民社会が果たす建設的役割を奨励

## 2009年の決議

- ・87ヶ国が共同提案、賛成171(核兵器国の米国、イギリス、ロシアを含み過去最多)、反対2(北朝鮮、インド)、棄権8(中国、フランス、イラン、イスラエル、ミャンマー、パキスタン、キューバ、ブータン)の圧倒的賛成多数で採択<sup>[53]</sup>
- ・2008年7月の主要国首脳会合(北海道洞爺湖サミット)で採択された宣言から「すべての核兵器国に透明性ある方法で削減を実施するよう要請する」との文言を新たに盛り込む
- ・NPT遵守の重要性を強調し、CTBTの早期発効・核実験モラトリアムの継続を要請し、FMCTの交渉開始と早期妥結の重要性を強調
- ・従来、一貫して決議案に反対もしくは棄権していた米国が、オバマ政権の主張に沿って初めて賛成に回るなど、核兵器の廃絶に向けた着実な進展
- ・決議の要旨は以下のとおり

資料 5-6 「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」決議(仮訳)<sup>[50]</sup>

(2009 年第 64 回国連総会)

## 【NPT】

1. NPTの義務を履行することの重要性を再確認
2. 効果的なNPTの運用検討プロセスの重要性を強調。NPTのすべての締約国に対し、2010年NPT運用検討会議が成功裡にその条約体制を強化し、その条約の三本柱すべてにおいて実効的かつ実質的な前進を図るために協働するよう要請
3. NPTの未締約国に対し、遅滞なくかつ無条件にNPTに非核兵器国として加入することを要請するとともに、NPTに加入するまでの間、NPTの文言を遵守し、同条約を支持する実質的な措置をとるよう要

請

【核兵器国による核軍縮】

4. すべての種類の核兵器のなお一層の削減を含む更なる措置を奨励するとともに、核兵器廃絶に向けた取組みの過程において、更なる透明性ととともに、不可逆性、検証可能性の原則を適用することの重要性を強調
5. すべての核兵器国に対し、透明性のある方法で核兵器の削減を実施することを要請し、核兵器国によって示された核弾頭の現保有数を含む核兵器に関する透明性の向上に留意しつつ、透明性及び信頼性向上措置への合意を招請

【米露による戦略兵器削減】

6. ロシア及び米国が、戦略攻撃能力削減条約（モスクワ条約）の義務を完全に履行し、2009年12月に失効する戦略兵器削減条約（START-I）に代わる法的拘束力のある後継条約の締結を含め、透明性の向上を図りつつ更なる核兵器削減に着手することを、最近の進展を歓迎しつつ奨励

【核兵器関連物質の削減】

7. 核兵器関連物質の削減を目的とした国際的協調の枠組みにおける努力を奨励

【核兵器の運用状態と役割の低減】

8. 偶発的又は権限に基づかない核兵器の発射の危険性を低減するための手段をとること及び核兵器システムの運用状態の一層の低減を考慮するよう要請
9. 安全保障政策における核兵器の役割を低減させる必要性を強調

【CTBT】

10. CTBTの早期発効及び普遍化の観点から未署名・未批准国に対し早期署名・批准を求める。CTBTが発効するまでの間、核実験爆発等の既存のモラトリアムを維持することの重要性を強調。CTBT検証体制の継続的な開発の重要性を再確認

【ジュネーブ軍縮会議（CD）】

11. CDにおける本年の作業計画の採択を歓迎し、CDにおける作業の進展とともに世界的な核軍縮の機運の高まりを考慮し、CDに対し、2010年1月の会期招集に際して実質的作業の開始を要請
12. CDの2010年会期における兵器用核分裂性物質生産禁止条約交渉の即時開始、及びその早期妥結を要請。すべての核兵器国及びNPT非締約国に対し、同条約発効までの間、兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言しかつ維持することを要請

【核兵器等の不拡散】

13. 核兵器及びその他の大量破壊兵器並びにその運搬手段の不拡散を要請

【核セキュリティ】

14. 核テロリズム防止の重要性を強調し、すべての脆弱な核及び放射性物質のセキュリティの確保に向けたあらゆる努力を奨励

【IAEA保障措置協定・追加議定書の普遍化等】

15. IAEA追加議定書の普遍化を達成するための更なる取組を強く奨励しつつ、IAEA包括的保障措置協定の普遍化及び安保理決議1540を始めとする関連安保理決議の重要性を強調

【軍縮・不拡散教育】

16. 軍縮・不拡散教育の取組を奨励

【市民社会の役割】

17. 核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)を含む、核不拡散・核軍縮促進における市民社会の建設的役割を評価し、更に奨励

【第65回国連総会議題案】

18. 第65回国連総会議題案に「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」を追加

- ・77ヶ国が共同提案（核兵器国である米国及び英国等を含む）、賛成156（核兵器禁止条約採択に賛成した95ヶ国を含む）、反対4（中国、北朝鮮、ロシア、シリア）、棄権24で採択<sup>【54】</sup>
- ・核軍縮の実質的な前進に向けて、全ての国々の信頼関係を再構築し、立場の異なる国々との橋渡しを我が国が率先して行い、すべての国が核軍縮の取組に改めてコミットできる共通の基盤の提供を追求
- ・決議は、(1)核兵器不拡散条約(NPT)を完全に実施するという核兵器国の明確な約束を再確認、(2)包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効及び核兵器用分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期の交渉開始に対する広く浸透した要請を認識、(3)核戦力の透明性向上、(4)核兵器の非人道的な結末についての深い懸念が全ての努力を下支えする主要な要素であり続けること、(5)各国指導者・若者等による被爆者を含むコミュニティ等への訪問等を通じ、被爆の実相に関する認識を向上させるあらゆる取組を奨励、(6)北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル技術を用いた発射を最も強い言葉で非難、(7)全ての国に対して北朝鮮の核・ミサイル計画がもたらす脅威への対処に向け、全ての関連する国連安保理決議の実施を含む取組への最大限の努力を呼びかけること、等を含む
- ・決議の骨子は以下のとおり

資料 5-7 「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」決議(骨子)<sup>【52】</sup>

(2017 年第 72 回国連総会)

#### 前文

- 国際的な核不拡散体制の礎石としての核兵器不拡散条約（NPT）、及び核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用を追求するための不可欠な基礎としてのNPTの決定的な重要性を再確認。  
[前文パラ3]
- NPT体制の普遍性を更に強化する決意の再確認、並びに核軍縮、不拡散及び原子力の平和的利用が相互補強関係にあり、NPT体制の強化に不可欠であることを想起。[前文パラ4]
- 1995年NPT運用検討・延長会議並びに2000年及び2010年NPT運用検討会議の最終文書を想起。  
[前文パラ5]
- NPT条約発効50周年に当たる2020年のNPT再検討会議及び同会議に向けた一連の準備委員会等の重要性を強調。[前文パラ6]
- 核兵器のない世界の実現に向けた様々なアプローチに留意しつつ、全ての国の間の信頼関係の再構築と協力関係の強化が核軍縮・不拡散の実質的な進展のために極めて重要であることを強調。[前文パラ7]
- 国際的な平和と安全保障の強化及び核軍縮の促進は相互に補強関係にあることを再確認。[前文パラ8]
- 地域の安全保障状況をめぐる現下の動きについての重大な懸念を表明。[前文パラ9]
- 北朝鮮による累次の核実験・弾道ミサイル技術を用いた発射は、地域及び世界の平和及び安全保障に対する、これまでにない、重大かつ差し迫った脅威であること、NPTを中心とする体制に対する重大な挑戦であること等を想起。[前文パラ10]
- 核軍縮の検証能力の発展に向けた取組を歓迎、この点に係る核兵器国と非核兵器国の協力の重要性を強調。[前文パラ15]
- 包括的核実験禁止条約（CTBT）の署名開放以降のCTBT機関準備委員会の成果を称賛。[前文パラ18]
- 核兵器使用の壊滅的で非人道的な結末に深い懸念を表明、国際人道法を含む関連国際法の遵守の必要性を再確認。[前文パラ19]

- 核兵器使用による壊滅的で非人道的な結末が皆に十分に理解されるべきことを認識し、その関連で、こうした理解を促進するための努力がなされるべきことに留意。〔前文パラ20〕
- 政治指導者による近年の広島・長崎訪問を歓迎。〔前文パラ21〕
- 核及び放射性物質のテロが引き続き国際社会にとり緊急かつ発展的な挑戦であることを想起し、核セキュリティにおけるIAEAの中心的役割を再確認。〔前文パラ22〕

**本文**

- 国際的な緊張関係を緩和し、NPT前文で想定されているように国家間の信頼の強化等により核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動をとることを全ての国により改めて決意。〔主文パラ1〕
- 全ての者にとって安全で、核兵器のない平和で安全な世界の実現に向け、NPTを完全に実施するという核兵器国の明確な約束を再確認。〔主文パラ2〕
- 2017年のNPT第1回準備委員会の成功を歓迎し、2020年のNPT運用検討会議に向け最大限努力することを奨励。〔主文パラ4〕
- 全ての国が、核軍縮・不拡散の実践的、具体的かつ効果的な措置を促す意義のある対話に一層関与することを奨励。〔主文パラ7〕
- 核兵器の使用による非人道的な結末についての深い懸念が、核兵器のない世界に向けた全ての国の努力を下支えする主要な要素であり続ける旨強調。〔主文パラ8〕
- 全ての国に対して、国際的な緊張を緩和し、国家間の信頼を強化し、更なる核兵器の削減につながる環境を醸成するよう奨励し、核兵器国に対し、一方的な措置、二国間の措置、地域的な措置及び多国間の措置によるものを含め、全ての種類の核兵器を削減し究極的に廃絶するため一層努力するよう要請。〔主文パラ10〕
- 核兵器国に対し、2020年のNPT運用検討会議に向けたプロセス全体を通じ、核軍縮のための取組の一環として、特に、解体・削減された核兵器及び運搬手段に関するより頻繁で詳細な報告を行うことによるものを含め、透明性の向上及び相互信頼の拡大のための取組を発展させていくことを奨励。〔主文パラ12〕
- 核兵器国から明白で法的拘束力を伴う安全の保証を受けることについての非核兵器国の正当な利益を認識し、核兵器国に対し安全の保証に関するコミットメントを十分に尊重するように求めるとともに、更なる非核兵器地帯の設置を奨励。〔主文パラ14〕
- 北朝鮮による核実験を踏まえ、核実験モラトリアムの普遍的な遵守の死活的な重要性及び緊急性を強調。CTBTの発効要件国である北朝鮮による核実験が続く中、同条約の発効は可能ではない。北朝鮮に対し遅滞なく署名・批准することを要求。〔主文パラ19〕
- 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉が開始され、早期妥結するまでの間、核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言し維持することの死活的な重要性及び緊急性を強調。〔主文パラ20〕
- 特に発効要件国である8か国はCTBTの署名・批准に向けて取組むことが要請されていることを想起しつつ、CTBTの早期発効、FMCTの早期交渉開始に対する広く浸透した要請を認識。〔主文パラ21〕
- とりわけ、指導者や若者等がコミュニティや被爆者を始めとする人々を訪問し、交流し、これらの人々から将来世代に自らの体験を引き継ぐこと等を通じ、被爆の実相に関する認識を向上させるためのあらゆる取組を奨励。〔主文パラ23〕
- 北朝鮮による、全ての核実験及び弾道ミサイル技術を使用した発射を最も強い表現で非難。北朝鮮に対し、更なる核実験の実施を抑えるとともに、全ての進行中の核活動を完全で、検証可能で、かつ不可逆的な方法で直ちに放棄することを強く要求する。北朝鮮に対し、全ての関連する国連安保理決議を完全に遵守するとともに、2005年9月19日の六者会合共同声明を履行し、IAEAの保障措置を含め、速やかにNPTの全面的な遵守に復帰することを要求。〔主文パラ24〕
- 全ての国に対し、北朝鮮の核・ミサイル計画がもたらすこれまでにない、重大かつ差し迫った脅威に対処するため、全ての関連する国連安保理決議の完全な履行を通じることを含め最大限の努力を行う

よう要請。[主文パラ 25]

- 全ての国に対し核兵器の拡散を防ぐ効果的な国内管理を確立し執行するよう要請するとともに、不拡散の取組における国際的な連携と能力構築の強化のための国家間の協力及び技術支援を奨励。

[主文パラ 27]

## [3] 被爆地 広島・長崎の動き

- ・原爆犠牲者の慰霊と合わせて世界の恒久平和を祈念するため、毎年それぞれ原爆が投下された8/6(広島)と8/9(長崎)に、爆心地近くの公園において平和記念式典を実施
- ・式典の中で行われる核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴える平和宣言は、国連加盟の各国元首を始め全世界に発信
- ・広島・長崎の平和記念式典から8/15の終戦記念式典に至る10日間の国民行事は、原爆並びに戦争犠牲者への慰霊とともに「人類最初の被爆地・広島、そして人類最後の被爆地・長崎」をスローガンとする、「核兵器による惨状を2度とこの世にもたらしはならない」という我が国の強い意思表示を世界に向けて発するもの
- ・1982 広島・長崎両市長の呼びかけで平和市長会議<sup>【55】</sup>（会長は広島市長）を発足
  - 第二回国連軍縮特別総会(1982)で「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を提唱
  - 世界の都市が連帯して核兵器廃絶を求める国際世論を喚起、世界平和の実現を目指す
  - 4年に1回、広島市や長崎市で総会を開催。第9回総会(2017)は長崎市で開催
  - 会議の趣旨に賛同する都市は163ヶ国・地域の7,632都市\*(2018/8/1現在)  
\*うち日本国内加盟都市数は1,729都市(2018/8/1現在)
- ・2003/10 核兵器使用の危機が高まりつつある中で、核兵器が使われれば都市が最も悲惨な目に遭うという認識のもと、2020年までに核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン(核兵器廃絶のための緊急行動)」を策定
- ・2005年NPT運用検討会議に向けた対応を中心に活動を展開、16ヶ国80都市の市長、副市長、市議会議員等により総勢167人の市長代表団を編成、同年のNPT運用検討会議出席  
核兵器廃絶を訴えるとともに関連イベントに参加し、核兵器廃絶に向けた国際世論の喚起に努めた
- ・2006/7~ 2020ビジョンの第二期として、活動を世界で展開、国際世論の喚起を図るとともに、核保有国の政策変更を求める
  - 「誠実な交渉義務推進キャンペーン(Good Faith Challenge)」:核保有国が核兵器廃絶に向けた交渉を速やかに開始するよう求める
  - 「都市を攻撃目標にするな(Cities Are Not Targets (CANT))プロジェクト」:核保有国に対して都市を攻撃目標にしないよう求める
- ・2008/4 2020ビジョンの一環として核兵器廃絶に向け各国政府等が遵守すべきプロセスなどを定めた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を発表
  - NPTに規定されている「締約国による誠実な交渉義務」や、核兵器廃絶に向けた各国の取組を促進し、2020年までに核兵器を廃絶するための道筋を示すもの
  - この文書の2010年のNPT運用検討会議での採択を目標とし、採択されればNPTを補完する位置づけとなることを期待
- ・議定書が締約国に求めている主要な項目は次の4点
  - 核保有国は核兵器の取得や配備を即時停止し、非核保有国は兵器に利用可能な核分裂性物質の取得等を即時停止すること
  - 核兵器廃絶の国際的枠組み合意に向けた誠実な交渉を開始し継続すること
  - 核兵器の取得や使用に繋がる行為の禁止を2015年までに法制化すること
  - 全ての核兵器の廃絶はもちろんのこと、核兵器に関連する運搬手段や発射装置、生産・試験施設等の廃止、さらに兵器に利用可能な核分裂性物質の全ての在庫の廃棄を2020年までに実現すること
- ・直近では、2017年7月に採択された核兵器禁止条約の早期締結を求める署名等を実施